

事務連絡

令和6年1月12日

各都道府県・各指定都市・各中核市
住宅主務部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
安心居住推進課

令和6年能登半島地震に伴う住宅セーフティネット制度における
行政上の義務の履行の免責について（依頼）

平素より住宅政策の推進にご尽力いただくとともに、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

先般発生いたしました令和6年能登半島地震が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことに伴い、下記のとおり措置されることとなりました。

つきましては、内容をご確認いただくとともに、登録事業者及び指定登録機関、住宅確保要配慮者居住支援法人へご周知の上、趣旨に則してご対応頂きますようお願いいたします。

記

令和6年能登半島地震により法令上の履行期限までに履行できなかった義務について、令和6年4月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任は問われないこととなります。【特措法第4条関係】

（特措法第4条に基づく免責の対象となる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）上の義務）

- ・登録事業者の登録事項等の変更に係る届出義務（第12条第1項）
- ・登録事業者の登録事業の廃止に係る届出義務（第14条第1項）
- ・指定登録機関の名称、住所等の変更に係る届出義務（第28条第2項）
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人の名称、住所等の変更に係る届出義務（第41条第2項）
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人の事業報告書等の提出義務（第45条第2項）

以上